

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市妊産婦医療費助成金
補助の区分	扶助的補助
補助の概要	妊産婦が負担する医療費の一部を助成することにより、妊産婦の疾病の早期発見と早期治療を促進し、母子保健の向上と福祉の増進に寄与する。
補助事業者	①～⑤を満たす方 ①佐渡市に住所がある妊産婦 ②医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者 ③生活保護法による保護を受けていない ④ひとり親家庭等の医療費助成を受けることができない ⑤重度心身障害者医療費助成を受けることができない
補助対象経費	医療費の自己負担額分の一部を助成（保険適用外は対象外）
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	医療費の自己負担額分の一部を助成（保険適用外は対象外）
	○少額（5万円以下）補助金の理由 妊産婦の支援を図り、子どもを産み育てる環境の充実につなぐため、手厚い支援が必要である。
補助率等	自己負担額から付加給付及び一部負担金を控除した額
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 妊産婦の支援を図り、子どもを産み育てる環境の充実につなぐため、手厚い支援が必要である。
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 妊産婦医療費助成実施による安心して子どもを産み育てる環境づくりを目的としており数値化はできない。
補助制度開始	平成31年4月1日
見直し時期	令和9年9月30日
補助終期	令和10年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
	妊娠届出の際に案内
事業担当	（担当部署）健康医療対策課
	（電話番号）0259-63-3115